

# 化学物質を取り扱う事業場の皆さまへ 濃度基準値設定物質への対応できていますか？

リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値が設定された物質を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場においては、事業者は労働者のばく露の程度を、**濃度基準値以下**とすることが義務付けられています。

リスクアセスメントによるリスクの見積りの結果、労働者へのばく露が濃度基準値の2分の1を超えるおそれがある場合は、労働者の呼吸域における化学物質の濃度を実測する**確認測定**を実施するよう定められています。

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」  
(改正令和6年5月8日技術上の指針公示第26号)

## 中災防では 確認測定（個人ばく露測定）のサービスを提供しています！

濃度基準値には

- ・ 8時間濃度基準値
  - ・ 短時間濃度基準値
- があり、物質によってどちらかまたは両方の基準値が定められています

濃度基準値設定物質を製造  
または取り扱う屋内作業はありますか？

YES

《リスクの見積もり》

- ・ 簡易ツール 例：CREATE-SIMPLE
  - ・ 数理モデル
  - ・ 場の測定結果
- 等によるばく露濃度の推定

濃度基準値の2分の1を超える  
リスクの見積もりとなった作業はありますか？

YES

**確認測定**

濃度基準値の  
2分の1以下

OK!

- ・ 濃度基準値の2分の1を超え、濃度基準値以下の場合：一定の頻度で確認測定を実施
- ・ 濃度基準値を超える場合：少なくとも6か月に1回、確認測定を実施

料金や詳細については、お気軽にお問い合わせください！

測定・分析対応可能な物質等、詳細を弊社HPに載せております（随時更新）→  
こちらのQRコードから是非ご覧ください！→  
[https://www.jisha.or.jp/service/chemicals/kojin\\_bakuro\\_sokutei.html](https://www.jisha.or.jp/service/chemicals/kojin_bakuro_sokutei.html)

